

差押債権目録索引

- 1 [給与債権\(民間一般\)](#)
- 2 [給与債権\(公務員\)](#)
- 3 [給与債権\(従業員兼役員の場合\)](#)
- 4 [預金債権\(基本型・銀行1行の場合\)](#)
- 5 [預金債権\(銀行複数の場合\)](#)
- 6 [ゆうちょ銀行\(貯金債権\)](#)
- 7 [独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構](#)
- 8 [農業協同組合\(貯金債権\)](#)
- 9 [請負代金債権\(単発\)](#)
- 10 [請負代金債権\(継続的請負\)](#)
- 11 [売買代金債権](#)
- 12 [売買代金債権\(継続的取引\)](#)
- 13 [敷金\(保証金\)返還請求権](#)
- 14 [賃料債権\(第三債務者1名の場合\)](#)
- 15 [賃料債権\(第三債務者複数の場合\)](#)
- 16 [供託金\(仮差押解放金—債務者が供託した場合\)](#)
- 17 [供託金\(みなし解放金—第三債務者が供託した場合\)](#)
- 18 [供託金\(仮差押えの場合\)](#)
- 19 [供託金\(強制執行停止\)](#)
- 20 [供託金\(不動産仮差押命令\)](#)
- 21 [供託金\(不動産仮差押解放金\)](#)
- 22 [供託金\(不動産仮処分命令\)](#)
- 23 [供託金\(換価競売代金\)](#)
- 24 [宅建業\(報酬債権\)](#)

25 [貸金債権](#)

26 [診療報酬債権](#)

27 [介護報酬債権](#)

給与債権（民間一般）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
なお，上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは，
- 3 退職金から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の4分の1にして，上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

給与債権（公務員）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給与（俸給・給料等の基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，共済組合掛金，組合員保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の期末手当・勤勉手当（特別手当等の賞与の性質を有する給与を含む。）から，上記1と同じ税金等の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
なお，上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは，
- 3 退職手当から所得税，住民税の法定控除額を差し引いた残額の4分の1にして，上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

※申し立てされる際は，本行以下の説明文を抹消してご利用ください。

国家公務員共済組合法等の一部改正（平成27年10月1日施行）を受けて，「組合員保険料」を追加変更したものです。改正法の施行後は，給料から「共済組合掛金」に加えて「組合員保険料」が控除，徴収されることとなります。なお，地方公務員に対する場合も同じ記載となります。

給与債権（従業員兼務役員の場合）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1
ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額
- 3 役員として毎月又は定期的に支給される役員報酬，賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額
なお，上記1ないし3により頭書金額に達しないうちに退職したときは，
- 4 退職金，役員退職慰労金から所得税，住民税を差し引いた残額の4分の1（ただし，役員退職慰労金については，その残額の全部）にして，上記1ないし3と合わせて頭書金額に満つるまで

預金債権（基本型・銀行1行の場合）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者（ 支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

1 差押えのない預金と差押えのある預金とがあるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建預金
- (2) 外貨建預金

（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算された金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

3 数種の預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金 ※
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

※ ただし、定期積金については、本命令送達時における現在額を限度とする。

4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

預金債権（銀行複数の場合）

差 押 債 権 目 録

- | | | | | |
|---|-----------|---|-----|---------|
| 1 | 金 | 円 | | |
| | 第三債務者株式会社 | | 銀行（ | 支店扱い）の分 |
| 2 | 金 | 円 | | |
| | 第三債務者株式会社 | | 銀行（ | 支店扱い）の分 |

債務者が上記第三債務者らに対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、各頭書金額に満つるまで

記

- 差押えのない預金と差押えのある預金とがあるときは、次の順序による。
 - 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - 円貨建預金
 - 外貨建預金

（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算された金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）
- 数種の預金があるときは、次の順序による。

(1) 定期預金	(5) 納税準備預金
(2) 定期積金 ※	(6) 普通預金
(3) 通知預金	(7) 別段預金
(4) 貯蓄預金	(8) 当座預金

※ ただし、定期積金については、本命令送達時における現在額を限度とする。
- 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

ゆうちょ銀行（貯金債権）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者（大阪貯金事務センター扱い）に対して有する下記貯金債権及び同貯金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金とがあるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者（株式会社ゆうちょ銀行大阪貯金事務センター扱い）に対して有する下記郵便貯金債権及び同貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金（預入期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (2) 定額郵便貯金（預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (3) 積立郵便貯金（据置期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (4) 教育積立郵便貯金（据置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (5) 住宅積立郵便貯金（据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (6) 通常郵便貯金（（1）から（5）までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。）
- 4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金があるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。

農業協同組合（貯金債権）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者（ 支店扱い）に対して有する下記貯金債権及び同貯金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 円貨建貯金と外貨建貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建貯金
- (2) 外貨建貯金

（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

3 数種の貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期貯金
- (2) 積立式定期貯金
- (3) 定期積金
- (4) 通知貯金
- (5) 貯蓄貯金
- (6) 納税準備貯金
- (7) 普通貯金
- (8) 営農貯金
- (9) 出資予約貯金
- (10) 別段貯金
- (11) 当座貯金

4 同種の貯金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

請負代金債権（単発）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対して有する，債務者と第三債務者間の下記工事の請負代金債権にして，支払期の到来した順序で頭書金額に満つるまで

記

工 事 名
契 約 日
工事場所
工 期
工事代金

請負代金債権（継続的請負）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者と第三債務者間の下記継続的請負契約に基づき、毎月 日締め翌月 日
支払の約定で、債務者が第三債務者から、令和 年 月 日 から令和
年 月 日までの間支払を受けるべき請負代金債権にして、支払期の到来した順
序で頭書金額に満つるまで

記

（請負契約の内容）

契約時期 令和 年 月 日締結
目的である仕事の内容

（注）上記は特定の一例である。

将来分については、6か月間の差押えが可能

売買代金債権

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対し、令和 年 月 日売り渡した★・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・について、債務者が第三債務者に対して有する売買代金債権にして、頭
書金額に満つるまで

(注)★・・・・・・・・は、売り渡した商品を特定して記載する。

売買代金債権（継続的取引）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者と第三債務者との間の★・・・・・・・・・・を目的とする継続的売買契約に基づき、債務者が第三債務者に対して有する売買代金債権にして、本命令送達時に支払期にあるもの及び本命令送達後令和 年 月 日までに支払期の到来するもののうち、支払期の早いものから順に頭書金額に満つるまで

★・・・・・・・・は、売り渡した商品を特定して記載する。
(注)将来分については6か月間の差押えが可能

敷金（保証金）返還請求権

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対し、下記物件の賃貸借契約に際し差し入れた敷金（保証金）について、前記契約が終了し下記物件が引き渡された（明け渡された）後に請求しうる債務者の第三債務者に対して有する敷金（保証金）返還請求権にして、頭書金額に満つるまで

記

所 在
地 番
地 目
地 積

（★ 土地の場合）

所 在
家屋番号
種 類
構 造
床 面 積

（★ 建物の場合）

賃料債権（第三債務者1名の場合）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が、下記物件について、第三債務者に対して有する賃料債権にして（ただし、管理費及び共益費相当分を除く。）、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

所 在
地 番
地 目
地 積

(★ 土地の場合)

所 在
家屋番号
種 類
構 造
床面積

(★ 建物の場合)

賃料債権（第三債務者複数の場合）

差 押 債 権 目 録

債務者が各第三債務者に対して有する別紙物件目録記載の建物の下記賃貸借部分についての賃料債権（ただし、管理費及び共益費相当分を除く。）にして、本命令送達時に支払期にある分以降下記差押金額に満つるまで

記

(第三債務者)	(賃 貸 物 件)	(差 押 金 額)
〇〇〇〇	別紙建物の〇〇号室	〇〇万円
〇〇〇〇	別紙建物の〇〇号室	〇〇万円
〇〇〇〇	別紙建物の〇〇号室	〇〇万円
〇〇〇〇	別紙建物の〇〇号室	〇〇万円
〇〇〇〇	別紙建物の〇〇号室	〇〇万円

(注)別紙物件目録も作成してください。

また、個別発令用に別途目録を作成していただく場合があります。

供託金（仮差押解放金－債務者が供託した場合）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対して有する下記債権にして、頭書金額に満つるまで
記

●●地方裁判所令和 年（ヨ）第 号債権仮差押命令申立事件において、
申立外 が債務者に対して負担する債務を仮差押えされたため、債務者が第三債
務者に供託した、 法務局令和 年度金第 号金
円の供託金取戻請求権及び供託利息払渡請求権

★ 仮差押えから本差押えへの移行の場合は、次の文言を付記する。

本件は、●●地方裁判所令和●●年(ヨ)第●●号債権仮差押命令申立事件の本差押え
への移行である。

（★仮差押え額と本差押え額が同額の場合に記載する。）

本件は、金 円につき、●●地方裁判所令和●●年(ヨ)第●●号債権仮差押命令申
立事件の本差押えへの移行である。

（★仮差押え額より本差押え額が多額の場合に記載する。）

本件は、上記金額につき、●●地方裁判所令和●●年(ヨ)第●●号債権仮差押命令申立
事件の本差押えへの移行である。

（★仮差押え額より本差押え額が少額の場合に記載する。）

供託金（みなし解放金－第三債務者が供託した場合）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対して有する下記債権にして、頭書金額に満つるまで
記

●●地方裁判所令和 年（ヨ）第 号債権仮差押命令申立事件において、
申立外 が債務者に対して負担する債務を仮差押えされたため、申立外
が第三債務者に供託した、 法務局令和 年度金第
号金 円の供託金還付請求権及び供託利息払渡請求権

★ 仮差押えから本差押えへの移行の場合は、次の文言を付記する。

本件は、●●地方裁判所令和●●年(ヨ)第●●号債権仮差押命令申立事件の本差押え
への移行である。

（★仮差押え額と本差押え額が同額の場合に記載する。）

本件は、金 円につき、●●地方裁判所令和●●年(ヨ)第●●号債権仮差押命令申
立事件の本差押えへの移行である。

（★仮差押え額より本差押え額が多額の場合に記載する。）

本件は、上記金額につき、●●地方裁判所令和●●年(ヨ)第●●号債権仮差押命令申立
事件の本差押えへの移行である。

（★仮差押え額より本差押え額が少額の場合に記載する。）

供託金（仮差押えの場合）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対して有する下記供託金還付請求権及び供託利息払渡請求権にして、頭書金額に満つるまで

記

供託法務局

供 託 番 号 令和 年度金第 号

供託年月日

供 託 金 額 金 円

供 託 原 因 仮差押えの競合

供 託 者

供託金（強制執行停止）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が、債権者と債務者間の 地方裁判所令和 年（モ）第 号強
制執行停止決定申立事件につき、担保として令和 年 月 日第三債務者に供
託した、 法務局令和 年度金第 号 金 円の供
託金取戻請求権及び供託利息払渡請求権にして、頭書金額に満つるまで

供託金（不動産仮差押命令）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が、債権者と債務者間の 地方裁判所令和 年（ヨ）第 号不
動産仮差押命令申立事件の担保として、令和 年 月 日に 法務局に対
し令和 年度金第 号をもって供託した供託金 金 円の供託
金取戻請求権及び供託利息払渡請求権にして、頭書金額に満つるまで

供託金（不動産仮差押解放金）

差 押 債 権 目 録

金 円

債権者と債務者間の 地方裁判所令和 年（ヨ）第 号不動産仮差
押命令申立事件の執行取消し（ 地方裁判所令和 年（ヲ）第 号執
行取消申立事件）のため、債務者が仮差押解放金として第三債務者に供託した下記供
託金について、債務者の第三債務者に対して有する供託金取戻請求権及び供託利息払
渡請求権にして、頭書金額に満つるまで

記

供託法務局

供 託 番 号 令和 年度金第 号

供託年月日

供 託 金 額 金 円

供託金（不動産仮処分命令）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が、債権者と債務者間の 地方裁判所令和 年（ヨ）第 号不動産仮処分命令申立事件の担保として、令和 年 月 日に 法務局に対し令和 年度金第 号をもって供託した供託金金 円の第三債務者に対する供託金取戻請求権及び供託利息払渡請求権にして、頭書金額に満つるまで

供託金（換価競売代金）

差 押 債 権 目 録

金 円

債権者と債務者間の 地方裁判所令和 年（ ）第 号家屋明渡請求事件の執行力のある判決正本に基づく明渡執行において、債務者所有の遺留動産を民事執行法第168条により、 地方裁判所執行官において令和 年 月 日換価競売した代金として、同裁判所執行官 が前記法条により令和 年 月 日第三債務者に供託した 法務局令和 年度金第 号供託金 円について、債務者の第三債務者に対して有する供託金還付請求権及び供託利息払渡請求権にして、頭書金額に満つるまで

宅建業（報酬債権）

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対して有する下記売買の宅地建物取引業者としての仲介による報酬債権にして、頭書金額に満つるまで

記

- 1 売 主
- 2 買 主
- 3 契約日
- 4 代 金
- 5 物 件

貸金債権

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対して、令和 年 月 日、弁済期令和 年 月 日の約定で貸し付けた金 円につき、債務者が第三債務者に対して有する貸金債権にして、頭書金額に満つるまで

介護報酬債権

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が、「大阪市淀川区三国本町12-3 所在 ○○介護サービス 介護保険事業者番号 0123456789（開設者（氏名）三国太郎（住所）大阪市北区西天満1-2-3）」名義で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期の到来する、平成12年厚生省令第20号第1条所定の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用にして、支払期の到来した順序で、支払期が同じ場合は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるまで